

広島県道路交通法施行細則の改正

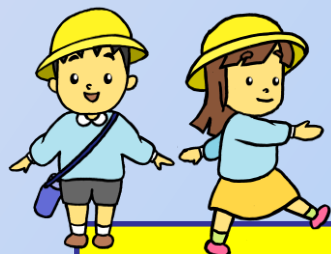


自転車の幼児用座席に 乗車可能な者の年齢制限を緩和！！

「6歳未満の者」から

「小学校就学の始期に達するまでの者」に

令和3年6月1日から施行



乗車可能な年齢



幼稚園・保育所等		小学校
～5歳	6歳	6歳

改正前

乗せられる

乗せられない

乗せられない

改正後

乗せられる

乗せられない

※小学校就学の始期に達するまでの者とは

6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで

注意事項！！

- 自転車の運転者は16歳以上の者となります。
- 乗車前に、子供には必ずヘルメットをかぶせ、乗車後にはシートベルトを正しく着用させましょう。
- 幼児用座席は製品ごとに基準が定められていますので、使用前に確認しましょう。

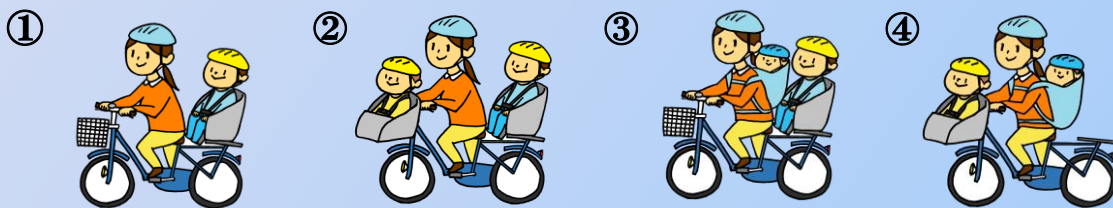


広島県警察

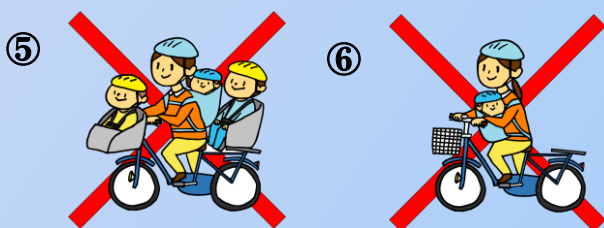


広島県道路交通法施行細則の改正

☆ 自転車の乗車方法について



- ①，②，③，④の乗車方法は認められています。
- ②の幼児2人同乗用自転車は，特別な構造又は装置を有する自転車のみ認められています。
- ③，④のように，背負っても良いのは，4歳未満の者に限られています。

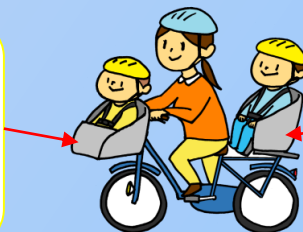


- ⑤，⑥の乗車方法は禁止されています。

☆ 幼児用座席の安全基準について

【前形】

- 体重15kg以下
- 年齢1歳以上4歳未満
- 目安身長100cm以下



【後形】

- 体重22kg以下
- 年齢1歳以上小学校就学の始期に達するまでの者
- 目安身長115cm以下

出典

自転車用幼児座席のSG基準(一般財団法人製品安全協会)



広島県警察

